

令和8年度弁理士試験に係る各種データ処理及び令和9年度弁理士試験に係る インターネット願書請求受付等業務一式に係る入札可能性調査実施要領

令和8年1月20日

特許庁

総務部 秘書課

特許庁では、令和8年度弁理士試験に係る各種データ処理及び令和9年度弁理士試験に係るインターネット願書請求受付等業務一式の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録用紙に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

（1）事業の具体的な内容

仕様書参照

（2）事業実施条件

本事業は、弁理士試験志願者の氏名・住所・得点情報等の個人情報や、志願者の免除区分等弁理士試験特有の情報に関するデータ処理等を試験実施日程に則した厳密な事業実施スケジュールに基づき行うものであることから、事業者には以下に示す項目が求められます。

①特許庁が貸与するアプリケーション（詳細は仕様書参照）を解析し、データ処理等を適切に行うために必要な専門知識、大量の個人情報を扱うためのセキュリティを担保した本事業専用の各種サーバ及びネットワーク機器体制等を有すること。

- ②過去3年間で受験者2,000人程度の試験（資格試験、大学入試試験など）のデータ処理等業務に携わった者に従事させること。
- ③国内又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO/IEC27001、JIS Q 27001若しくはこれに類する情報セキュリティ管理体系を確立していること、又はISO/IEC27001若しくはJIS Q 27001に準拠している組織・部門が、その情報セキュリティ管理システムに基づき情報セキュリティ管理を実施すること。
- ④弁理士試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査・分析を行ったことがなく、かつ、現に行っていない者であること。また、これらの者と直接又は間接的な資本上、業務上その他密接な協力関係にない者であること。

2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和8年1月27日（火）17時00分までにメールで行ってください。質問がない場合であっても、寄せられた質問及び回答結果をご覧になりたい場合は、上記日時までに5. の問合わせ先へご連絡ください。

3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は府内で閲覧しますが、事業者に断りなく府外に配布す

ることはありません。

- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合の契約条項は、以下を参照してください。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html
- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（専門的知識その他の知見）、③情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。
- ・請負費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に對し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に對して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。
調査の結果、不正行為が認められたときは、当該請負事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。
具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ・契約書の規定に基づき提出された報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。
※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。
- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に對しては「責任あるサプライチェーン

等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めています。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をしてください。

<http://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁 総務部秘書課弁理士室 試験第一班 宛て

TEL 03-3581-1101 (内線2020)

E-mail PA0113@jpo.go.jp

※郵送又はE-mailにて登録用紙をご提出ください。

6. 提出期限

令和8年2月12日（木）17:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。

7. 配付用紙

登録用紙（別添1）